

【重要】 農家の皆様へ

23年産米の放射性物質の調査を実施します。

調査結果をお知らせするまでは、23年産米の出荷や販売、譲渡、贈答をしないでください。

- 9月中旬～10月上旬に、県が収穫期に合わせて調査を実施し、結果を速やかに公表します。
- 市町村ごとの全ての調査結果が出た後に、市町村ごとに米の出荷や販売ができるようになりますので、その都度お知らせします。
- 県の調査の結果、暫定規制値（500ベクレル/kg）を超えた場合には、旧市町村の区域ごとに出荷が制限され、その地域の米は廃棄することとなります。

(廃棄方法は別途お知らせします)

- 収穫に使う農機具（コンバイン、グレンタンク等）は、使用する前に良く掃除をしてください。
- 収穫時には、もみに土が混じらないよう十分注意してください。

【米の放射性物質調査に関するお問い合わせ先】

- 福島県水田畑作課 024-521-7360
- 各農林事務所（農業振興普及部、農業普及所）
- 各市町村、JA

米の放射性物質調査の仕組み

1 予備調査(収穫前) 9月上旬～9月下旬

【放射性物質の濃度の傾向を把握するために実施】

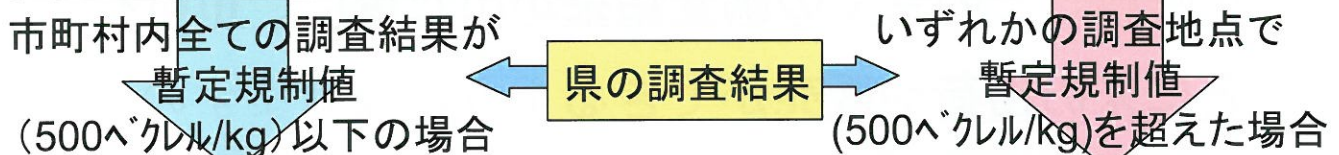
- ・ 収穫(成熟期)の1週間前頃に実施します。
- ・ 県や市町村等の職員が稲を刈り取り、玄米の放射性物質の調査を行います。

予備調査により、本調査の分析密度を決定

2 本調査(収穫後) 9月中旬～10月上旬

【出荷を判断するために実施】

- ・ 県が、収穫、乾燥、調製された玄米の放射性物質の調査を行います。



市町村ごとに米の販売が
可能です

旧市町村(又は市町村)単
位で出荷制限されます

【農業者戸別所得補償制度に加入している皆さまへ】

○ 農業者戸別所得補償制度に加入している方で、以下に該当する場合は、交付金を受けるために手続きを行ってください。

◇ 農地利用集積円滑化事業により、平成23年4月1日以降に、新たに利用権を設定した場合。

(規模拡大加算: 2万円/10a、申請期限: 平成24年2月末)

◇ 集落営農組織を法人化する場合。

(集落営農の法人化支援: 定額40万円)

○ 詳しくは、地域協議会(市町村、JA)、東北農政局(福島農政事務所、福島地域センター、いわき地域センター)にお問い合わせください。

